

市有財産を売却します

市では、今後利用予定のない市有財産(土地)を一般競争入札で売却します。今回売却の物件は下記のとおりです。

●売却物件(土地)の概要 ※土地の所在図は、市ホームページで確認できます。

No.	所在	地目	地籍(m ²)	最低売渡価格(円)	入札保証金(円)	公法上の規制	特記事項
1	船引町船引字石崎 15 番 7	雑種地	867.08	16,387,800	819,390	都市計画区域内	
2	船引町新館字軽井沢 730 番 10	宅地	316.71	2,261,300	113,650	都市計画区域外	公共下水道区域外
3	常葉町常葉字内町 78 番	宅地	549.20	6,277,400	313,870	都市計画区域内	
4	常葉町常葉字町裏 91 番 1	雑種地	141.00	2,573,600	128,680	都市計画区域内	
	常葉町常葉字町裏 88 番 3	雑種地	76.00				
5	常葉町常葉字長縄 96 番 1	宅地	759.11	8,889,200	444,460	都市計画区域内	
6	常葉町西向字石ノ坪 15 番 76	宅地	270.28	2,729,800	136,490	都市計画区域内	

●入札方法

入札書持参による一般競争入札を行います。

【入札の参加手順】

- ① 入札希望者は希望する市有財産の現況などを事前に確認してください。
- ② 総務部財政課で受け付けし、入札の説明を受けてください。
- ③ 最低売渡価格の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札執行前までに納付してください。
- ④ 入札書に希望金額を記入し封筒に入れ、下記の入札執行日に持参してください。
- ⑤ 入札に参加し、開札結果を確認します。

※ 入札に参加するには、資格および条件が定められています。

●入札書配布、入札参加申請受付期間

【期 間】 1月13日(火)～26日(月)

【時 間】 午前9時～午後4時

【場 所】 市役所(3階)総務部 財政課

【その他】 土曜日、日曜日および祝祭日、年末年始は入札書の受け取りはできません。

●入札執行日

【日 時】 2月4日(水) 午前10時

【場 所】 市役所(2階) 201 会議室

【その他】 原則として申請された方に必ず参加していただきます。参加できない場合は、他の方への委任状を提出することで代理参加が可能です。

●入札資格および条件

- ・ 指定の入札書で参加していること。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 (被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者)の規定に抵触しない者であること。
- ・ 地方自治法第 238 条第 3 項 (公有財産に関する事務に従事する職員)の規定に抵触しない者であること。
- ・ 一世帯一人とする。

※ 上記資格および条件を有する者以外が行った入札は、無効になります。

問・申 総務部 財政課 ☎81-2118

27年1月5日から休日・延長窓口が変わります

曜日	月	火	水	木	金	土	日
場所	本庁市民課			本庁市民課 本庁税務課 各行政局市民課	本庁市民課	休業	本庁市民課 本庁税務課
延長時間	午後5時15分～6時30分						午前8時30分 午後5時15分

※土曜日と祝日は休業になります(日曜日と重なった祝日は開設します)。

※証明書発行のみの取り扱いとなり、住民異動の届出はできませんのでご注意ください。

※平日の時間外と土曜日、日曜日の戸籍届出は、本庁のみの取り扱いとなります(行政局では取り扱いしません)。

※平成 27 年 1 月から休日・延長窓口では、戸籍や住民票および税務証明の証明手数料以外の公金収納は行いません。

平日の執務時間内(午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)に本庁または各行政局で納入するか、金融機関、コンビニ(税金、住宅使用料のみ)での納入をお願いします。また、便利な口座振替(斎場使用料を除く)をご利用ください。

※改葬許可証の発行は平日の執務時間内の取り扱いとなります。

【問い合わせ】

- 戸籍、住民票、後期高齢者医療保険料…市民課 ☎82-1112
- 税金、税証明…税務課 ☎81-2119
- 介護保険料…介護福祉課 ☎82-1115
- 住宅使用料…都市計画課 ☎82-1114
- 下水道料、受益者負担金…下水道課 ☎81-2512
- 水道料…水道事業所 ☎82-1527
- 学校給食費…学校給食センター ☎67-1123
- 斎場使用料…生活環境課 ☎81-2272

27・28年度 田村市小規模契約参加希望者登録の受付

市が発注する小規模な工事等(工事、修繕、委託)について、希望業種を簡易登録することで見積参加の機会が得られる制度です。

25・26年度に登録された方が、引き続き登録を希望する場合も新たに登録が必要となります。

●対象契約

- ① 金額が 50 万円未満の工事など
- ② 内容が軽易で履行の確保が容易なもの

●登録できる方

市内に住所を有する個人または法人

●登録できない方

- ① 当該契約を締結する能力を有しない人
- ② 破産者で復権を得ない人
- ③ 入札参加有資格者名簿に登録されている人
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格、許可などを有しない人
- ⑤ 納付すべき市税を完納していない人

《登録申請の方法》

●受付期間 随時受付(土・日曜日および祝祭日を除く午前9時～午後4時)

●提出場所 総務部 財政課(本庁舎3階)

田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

●提出方法 登録申請書に必要書類を添付のうえ持参してください。

申請書(様式第 1 号)に必要書類を添付し提出してください。

※登録申請書は総務部財政課に備え付けてあります。

※ホームページからもダウンロードできます。

※詳しい内容は、お問い合わせください。

問・申 総務部 財政課 ☎81-2118

道路の除雪作業にご理解とご協力を!!

【道路沿いの皆さんへ】

- 歩道除雪は地域の皆さんの協力で
あらかじめ協力体制を整えて除雪しましょう。
- 道路に雪を出すことはやめましょう
道路への排雪は交通事故のもとです。
絶対やめましょう。



●玄関先の除雪は各家庭で

除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は広い地域を短時間で一気に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先に残った雪は、各家庭で除雪をお願いします。

●道路脇の支障物は降雪前に必ず撤去を

側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。

【ドライバーの皆さんへ】

- 路上駐車は絶対にやめましょう
路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になります。
- 通行は児童・生徒・高齢者を優先に
雪道は特に道幅が狭くなります。
児童・生徒・高齢者に配慮して通行しましょう。

【住民の皆さんへ】

- 除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。
- 作業中の除雪車は危険ですので近づかないでください。
- 除雪作業は、なるべく早い時間帯に行うよう努めていますが、除雪・積雪状況などで、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承ください。

問 国道・県道について 三春土木事務所 業務課 ☎62-3151
市道について 建設部 建設課 ☎81-2513